

第9章 自然環境

第1節 自然環境の現況

1. 植物

本市の地形は、北部の洪積台地、南部の丘陵地に大別されます。植生の特徴は、北部については県の下総地方に類似し、南部については県の安房地方に類似しており、千葉県縮図的なところが見られます。

(1)北部の植生

北部に多い植物は、帰化植物、海岸植物、下総台地の植物の3つに大別することができます。

帰化植物の代表的なものとしては、セイタカアワダチソウがあり、多くは鉄道や自動車によってもたらされたものであると推定されます。それは分布の変遷をみると、現在では市内全体で見られるようになっていますが、昭和44年頃の分布図では、主に国道16号や小湊鉄道沿いに分布していたことからわかります。

海岸植物は、現在、養老川河口などに、ホソバハマアカザ、マツナ、ハマヒルガオなどがわずかに見られます。

本市は、昭和31年まで県内有数のアサクサノリの産地であり、また、八幡、五井、姉崎海岸は、アサリ、ハマグリなどの潮干狩で賑わい、海岸や干潟は動植物の宝庫でした。しかし、昭和32年から始まった干潟の埋め立てやそれに伴う京葉工業地帯の造成により、それらは激減しました。

下総台地の植物は、カタクリ、ヤマエンゴサク、アマナなどの春植物があります。

春植物は地上部の活動する季節が、ほぼ春に限られるのが特徴です。早春の湿った土からいち早く芽を出し、葉を広げ、花を開き、実を結び、春が深まる頃には枯れてしまい休眠に入ります。里山の手入れがされず、山が竹笹に覆われ春の光が届かなくなると春植物は休眠したままとなってしまいます。

(2)南部の植生

南部の植物は、清澄山系の植物が多く暖地性の植物と山地性の植物が混在しています。

南部に多い草本はシランなどがあり、アケボノソウなども見られます。

樹木では、落葉広葉樹に混じって、アラカシ、シラカシ、スダジイなどの常緑広葉樹からなる林分が多くあります。

養老川の上流部は、本市の中で最も自然性の高い地域です。特に、梅ヶ瀬溪谷や大福山周辺は、千葉県が自然環境保全地域に指定しており、この地域で確認されている高等植物は、約700種で、このように植物相が豊富なのは、この地の地形が変化に富み、温暖である上、雨量の多いことに起因しています。秋には、キヨスミギク、ヤマシロギク、リンドウの花が咲き、紅葉

の時期には、イロハカエデ、ヤマモミジ、ヤマハゼなどが美しく山肌を染めます。

2. 動物

千葉県は、黒潮の影響から同緯度のほかの地域と比較して全体的に温暖な気候となっており、分布の北限となっている多くの動物がいます。

また、その生息環境は、陸地が東京湾や利根川などによって地続きの本州から島のように隔離されているため、本州で通常見られるようなツキノワグマ、カモシカ、タカチホヘビなどの動物が千葉県に生息していません。

鳥類については、本市には多くの池沼があることから、水鳥が渡来し、通常、高山帯などに見られる種も、越冬や移動中のものを観察することができます。

また、本市の中央を養老川が縦断しており、上流から河口にかけて、自然環境が山地、水田地帯、海岸地帯と変化し、この変化に応じて生息する鳥類も変わります。上流部ではカワセミ、キセキレイなどの山地溪流性の鳥類が、中流部の水田地帯ではムクドリ、ハシボソカラスなどが、河口部ではシロチドリ、シギ類が観察することができます。

本市の注目すべき動物としては、昭和47年に千葉県で初めてタゴガエルが、梅ヶ瀬川で観察されました。また、溪流が少ない千葉県では生息域が限られているヤマセミも生息しています。

近年では、特定外来生物であるアライグマが野生化し増加しており、生態系に影響を及ぼす恐れが生じています。

第2節 自然環境の保全

1. 法令等による自然環境の保全

(1) 県立自然公園

自然公園法に基づく千葉県立自然公園条例により、本市には2か所の県立自然公園が指定されています。

これは、優れた自然の風景地を保護し、人々の秩序ある利用に供するために、県が指定するものです。(表9-2-1-1、図9-2-1-1の①と②)

(2) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域等は、特に貴重な自然環境を保護し、将来に継承していくために千葉県自然環境保全条例に基づいて県が指定しています。

現在市内では大福山北部自然環境保全地域など5地域が指定されています。(表9-2-1-2、図9-2-1-1の③～⑦、資料13参照)

表9-2-1-1 自然公園指定状況

自然公園名	指定年月日	面積(ha)	地 域 の 概 要
養老溪谷 ・奥清澄	昭和10. 8. 9 (昭和61. 5. 9)	2, 790 (53)	本市の中央を貫流する養老川の上流域と南房総国立公園の清澄山に接する清澄山地および飛び地の大福山からなっています。 養老川は美しい溪谷が見られ、養老溪谷から清澄山地にかけては国有林と東京大学演習林が大部分を占め、計画的な施業によって森林の美しさが保たれています。 指定区域は、市原市、大多喜町、君津市、鴨川市に跨がっています。
笠森鶴舞	昭和41. 3. 8 (昭和60. 1. 8)	1, 948 (385)	本市のほぼ中央部にあたり、房総丘陵と下総台地の接点にある丘陵地からなっています。 国の重要文化財の指定を受けている笠森観音堂（長南町）を中心に、周囲の笠森自然林をはじめ権現森や昔からの桜の名所として知られている鶴舞公園が骨格となっています。 指定区域は、市原市、長南町、長柄町に跨がっています。

注：1. 指定年月日欄の（ ）内は最終指定年月日 2. 面積欄の（ ）内は市域分

表9-2-1-2 自然環境保全地域等の指定状況

指定区分	名 称	指定年月日	面積(ha)	地 域 の 概 要
自然環境 保全地域	梅ヶ瀬溪谷	昭和51. 1. 9	236. 64	房総半島中部を代表するコナラ・クヌギ・アカメガシワなどの落葉広葉樹を主体とした地域
	大福山北部	平成10. 3. 31	103. 86	常緑広葉樹と落葉広葉樹が混交した自然性の高い樹林が形成され、動植物相などが多様な地域
郷土環境 保全地域	高滝神社の森	昭和51. 5. 7	3. 41	スダジイ・タブノキなどの常緑広葉樹林にコナラの大木が混生している地域
	橋禅寺の森	昭和60. 5. 24	2. 33	頂上のスダジイを主体とする極相林と西側斜面のアラカシ・スダジイなどの萌芽林が良好な自然環境を形成している地域
緑地環境 保全地域	山倉ダム周辺	昭和52. 4. 19	77. 30	湖とクヌギ・コナラを主体とする樹林、そしてそこに飛来する鳥類とが一体となって、都市部での良好な環境を形成している地域

図9-2-1-1 自然公園等位置図



(3)市民の森・憩の森

緑地の保全と同時に市民が利用できる自然緑地として、市原市公園条例に基づき、昭和53年、柿木台に市民の森が開園しました。

ここは、市民が野外レクリエーションの場として、自然を観察しながら休息や散策ができるようになり、植物園、キャンプ場、散策路、駐車場などが整備されています。

また、市原市憩の森設置要綱に基づき、自然環境の保全を図りながら憩の場として利用するため、牛久丸山神社周辺など4か所が「憩の森」となっています。（図9-2-1-1の⑧～⑫）

(4)樹林保全地区等

私たちの生活にやすらぎやうるおいを与えてくれる緑を守り、その大切さを認識してもらうことを目的に、「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、良好な樹林地や樹木等の所有者と樹林・樹木の適切な管理に関する協定を結び、樹木等の保全に努めています。（表9-2-1-3、資料13参照）

表9-2-1-3 樹林保全地区等の指定状況（平成25年3月31日現在）

区 分	指 定 状 況
樹 林 保 全 地 区	627,156 m ² (118か所)
保 護 樹 木	388 本 (主な樹種 ケヤキ・シイノキ・タブノキ・イチョウ・スギなど)
野生動植物保護地区	2,066 m ² (1か所、トウキョウサンショウウオの生息地)

(5)鳥獣（野鳥）の飼養の登録

捕獲した鳥獣（野鳥）を飼養するには登録が必要ですが、昭和55年度以降は、環境省通達により野鳥保護の観点から、新規の愛がんのための飼養は認めないことになりました。

現在、更新期限の満了により、飼養登録は0件です。

(6)アライグマ防除

平成17年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され、アライグマが特定外来生物に指定されました。

千葉県は、平成20年に「千葉県アライグマ防除実施計画」を策定しました。この計画は、生態系や農林水産業に係る被害を最小限にとどめることを当面の目標とし、最終的に野外からの完全排除を目指すことを目的とし、20年7月15日から23年3月31日までを防除期間として取り組んでいました。しかし、千葉県全体の頭数減少が確認できないことなどから当初計画から10年間の期間延長がされ33年3月31日までとなりました。

本市では、本計画に同意の上、20年度からアライグマの防除を行っており、24年度は53頭のアライグマ捕獲し、累計では266頭となりました。

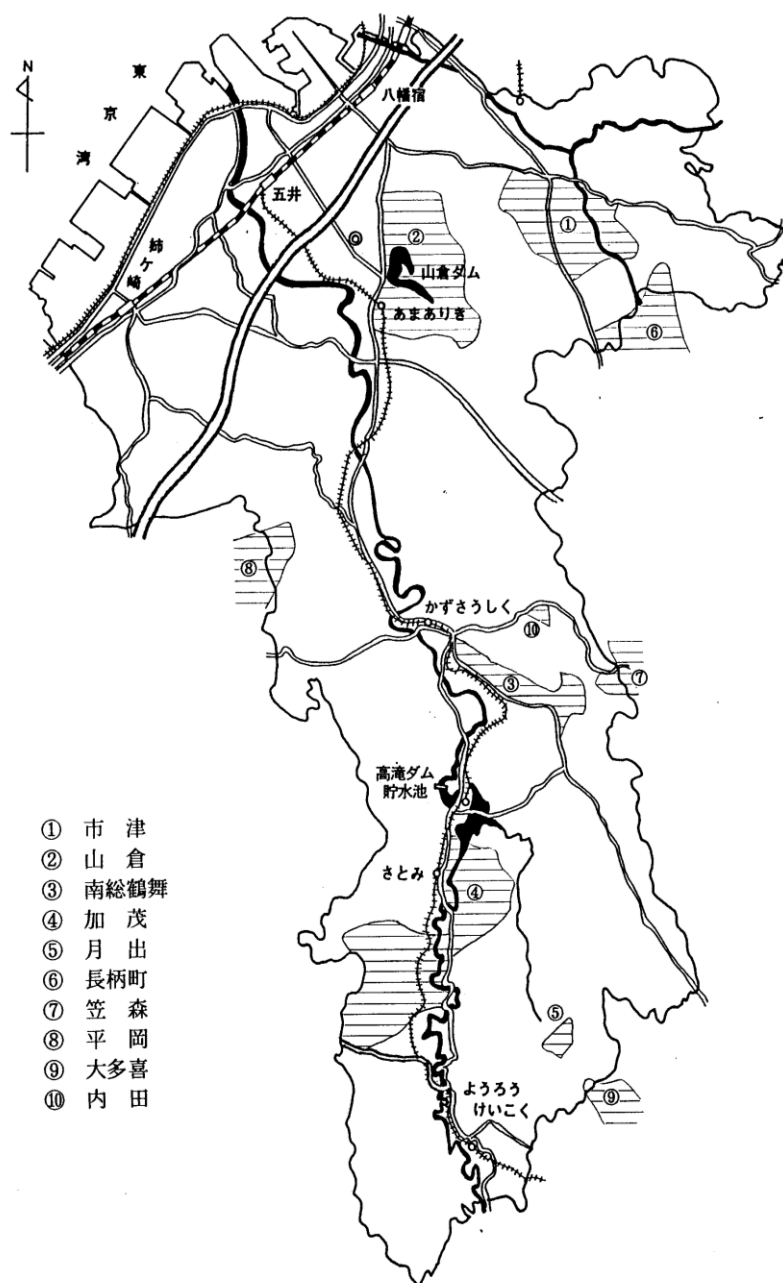
(7)鳥獣保護区等

鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等は、「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣または都道府県知事によって指定されます。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護繁殖のため捕獲を禁止する区域で、市内では10か所が指定されています。（図9-2-1-2、資料13参照）

特定猟具使用禁止区域は、危険防止のため鳥獣の捕獲方法を制限する区域で、市内の指定区域は35か所となっています。（資料13参照）

図9-2-1-2 県指定鳥獣保護区位置図



2. 協定による自然環境の保全

(1)自然環境保全協定

この協定は、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、市街化区域を除く地域で自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる宅地造成や土石採取などをしようとする者と千葉県が締結するものです。

事業地の市町村も加わり、三者で締結する場合もあります。内容としては、緑地の面積や自然保護の措置等を具体的に定めています。

本市の関わる協定締結状況は、宅地開発が2か所1,192,977m²、ゴルフ場が12か所15,182,339.1m²となっています。(表9-2-2-1)

表9-2-2-1 「自然環境保全協定」締結状況

名 称	開発面積 (㎡)
桜台	592, 157. 0
緑園都市	600, 820. 0
宅地開発 (2か所) 計	1, 192, 977. 0
ロッテ皆吉台カントリー倶楽部	1, 666, 032. 0
鳳琳カントリー倶楽部	1, 146, 123. 0
米原ゴルフ倶楽部	1, 324, 785. 0
富士OGMゴルフクラブ市原コース	989, 505. 0
森永高滝カントリー倶楽部	1, 452, 369. 0
(留保) 市原の杜カントリークラブ	953, 820. 0
オークビレッジゴルフクラブ	1, 688, 286. 0
南市原ゴルフクラブ	1, 396, 505. 0
(留保) ベイブリッジカントリークラブ	923, 601. 0
市原ゴルフクラブ柿の木台コース	1, 471, 724. 0
ムーンレイクゴルフクラブ市原コース	1, 130, 778. 1
ブリック&ウッドクラブ	1, 038, 811. 0
ゴルフ場 (12か所) 計	15, 182, 339. 1

(2)ゴルフ場に関する環境保全協定

上記協定とは別に、市は独自に市内のゴルフ場（32か所）と事業活動に係る環境保全に関して協定を締結し、自然環境の現況調査、希少野生動植物の保護対策などに取り組んでいます。
(第12章第3節参照)

3. そのほかの施策

(1)自然観察会

市民が自然と親しむことで、改めて自然の大切さについて考えてもらうことを目的として、各種自然観察会を実施しています。(表9-2-3-1)

表9-2-3-1 自然観察会実施状況

名 称	実 施 日	実 施 場 所	参加人数
ホタル観察会	24年 5月31日(木)	姉崎	計159名
	24年 6月 2日(土)	〃	
	24年 6月 5日(火)	〃	
巨木めぐり	24年 6月14日(木)	三嶋神社(牛久) 三峰神社(本郷) ほか	25名
親子で楽しむ 昆虫教室	24年 7月31日(火)	市原市農業センター(安須)	40名
いちはら自然教室	24年10月20日(土)	ビオトープ保全活動地(古敷谷)	23名
野鳥観察会	24年12月16日(日)	長柄ダム(長柄町) 文化の森周辺(福増)	18名

(2)関係施設の管理等

千葉県が整備した梅ヶ瀬溪谷の「ふれあいサンクチュアリ」や養老川沿いの「養老川自然歩道」の維持管理を本市と県で共に行っています。

(3)ビオトープ保全活動推進事業

ビオトープの保全活動等を行う団体および当該活動を行う土地所有者に対して、奨励金を交付し、その活動を支援しています。

24年度は3団体、2個人に対し、総額で156,740円の奨励金を交付しました。

4. 今後の主な対策

22年度から23年度までの2ヶ年で、市内における環境指標生物の生育および生息状況等を把握するための自然環境調査を実施し、自然環境マップを作成しました。24年度には、ビオトープ保全活動等を行う自然保護団体や小・中学校の先生や市民の方などが参加した報告会を開催し、パネルディスカッションなどで自然環境への理解を深めました。この調査結果を市のウェブサイト等を通じ広く市民の方々に知っていただくとともに、今後、自然環境保全に関する施策に役立てていく考えです。